

山梨県公報

第千四百七十三号

平成十六年

五月六日

木曜日

目次

告示

自衛官の平成十六年度募集

使用料の収納事務の委託

予防接種の業務を行う医師(二件)

使用料の収納事務の委託

平成十六年度における山梨県立八ヶ岳牧場の放牧面積、開閉期日及び放牧頭数

家畜伝染病の発生

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定

都市計画の決定

都市計画の変更

建築基準法に基づく道路位置指定

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

公告

平成十六年度調理師試験の実施

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

農業振興地域の区域の変更

土地改良区役員の退任

教育委員会

山梨県指定有形文化財及び山梨県指定史跡の指定

山梨県指定有形文化財の指定の解除

人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員について

平成十六年度山梨県職員採用上級試験の実施	三三二
公安委員会	三三二
認定教育実施者の名称の変更	三三〇
一般競争入札について	三三〇
少年指導委員の委嘱	三三一
遊技機の型式の検定	三三一
その他	三三四
あつせん員候補者の告示	三三四

告示

山梨県告示第二百二十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成十六年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。
平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 採用予定数

- 1 平成十六年七・八月採用(男子) 陸・海・空自衛官 若干名
- 2 平成十六年十月採用(男子) 陸・海・空自衛官 若干名
- 3 平成十七年三・四月採用(男子) 陸・海・空自衛官 約三十名
- 4 平成十七年三・四月採用(女子) 陸・海・空自衛官 若干名

二 受付期間

- 1 平成十六年七・八月採用(男子)
平成十六年五月十日(月)から同年六月十八日(金)まで
- 2 平成十六年十月採用及び平成十七年三・四月採用(男子)
平成十六年八月二日(月)から同年九月二十四日(金)まで
- 3 平成十七年三・四月採用(女子)
平成十六年八月二日(月)から同年九月八日(水)まで
- 4 ただし、平成十七年三・四月採用に係わる平成十七年三月の高等学校の卒業予定者又は中等教育学校の卒業予定者の受付については、文部科学省及び厚生労働省から示された期日以降に実施する。

三 受付場所

名称	所在地及び連絡先
自衛隊山梨地方連絡部本部	甲府市北新一丁目七番九号 電話〇五五 二五三 一五九一
自衛隊山梨地方連絡部甲府募集案内所	甲府市丸の内二丁目十四番十三号 電話〇五五 二三八 六四二七
自衛隊山梨地方連絡部大月募集事務所	大月市御太刀二丁目八番十号 電話〇五五四 二二二 二二九八
自衛隊山梨地方連絡部三珠分駐所	西八代郡三珠町上野六百十三番地 電話〇五五 二七二 〇八八四

四 応募資格

- 1 男子の場合については、日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。
- 2 女子の場合については、日本国籍を有し、かつ、平成十七年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。

五 試験期日

- 1 平成十六年七・八月採用（男子）
平成十六年六月十九日（土）午前九時から午後五時まで
- 2 平成十六年十月採用及び平成十七年三・四月採用（男子）
平成十六年九月二十七日（月）午前九時から午後五時まで又は同年九月二十八日（火）午前九時から午後五時までのうちいずれか一日を指定し、志願者に通知する。
- 3 平成十七年三・四月採用（女子）
平成十六年九月二十六日（日）午前九時から午後五時まで

六 試験実施場所

- 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 電話〇五五五 八四三一一三五

山梨県告示第二百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 委託の相手方
甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団
- 二 委託に係る使用料
山梨県立総合福祉センターかえて荘の使用料
- 三 委託の期間
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第二百二十二号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
宮本 直彦	中巨摩郡昭和町清水新居一〇四八 げんきキッズクリニック

山梨県告示第二百二十三号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行う旨承諾した。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
土地 邦彦	中巨摩郡玉穂町成島二四三九 一 玉穂ふれあい診療所

山梨県告示第二百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 委託の相手方

甲府市丸の内一丁目九番十一号 財団法人山梨県林業公社

二 委託に係る使用料

山梨県立武田の杜のキャンプ場及びその設備器具の使用料、山梨県森林公園金川の森のターゲットボードゴルフ場及びその設備器具の使用料並びに山梨県森林公園金川の森の乗り物広場の設備器具の使用料

三 委託の期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第二百二十五号

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第三十二号）第七条の規定により、平成十六年度における山梨県立八ヶ岳牧場の牛以外の家畜に係る開閉期日及び放牧頭数を次のとおり告示する。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 放牧面積

四百六十ヘクタール以内

二 開閉期日

開牧日 平成十六年五月十日
閉牧日 平成十六年十月二十一日

三 放牧頭数

一日につき五百頭以内

山梨県告示第二百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	一	南アルプス市西野	平成十六年四月十四日

山梨県告示第二百二十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 指定区域

南アルプス市西野、徳永、在家塚、榎原（天神、大塚、天王、外小森、南原、石丸、尾崎及び巾下の区域に限る。）、上八田、百々（下引草、新明、子の神、大道、堰門、堰向、中村、林久保、竹の内、下原、東畑、天神前及び南原の区域に限る。）、下高砂（宮東、道下、松ノ木、水神、大境及び宮ノ前の区域に限る。）、上今諏訪、下今諏訪（森西、森北、森南、金丸、前畑、後畑、宮前及び欠落の区域に限る。）、上今井、吉田（西原の区域に限る。）、沢登（七ツ内、桑原及び永面の区域に限る。）及び飯野（宮東、村東、街道端及び七社の区域に限る。）の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成十六年四月十四日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類

甲府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「甲府都市計画区域マスタープラン」）

- 二 都市計画の決定に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成十六年五月六日

- 一 都市計画の種類
甲府都市計画区域区分
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第二百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十六年五月六日

- 一 道路の位置
山梨県知事 山 本 栄 彦
北都留郡上野原町上野原字大道二三九一番九
- 二 道路の幅員
四・〇五メートル
- 三 道路の延長
三三・〇〇メートル

山梨県告示第二百三十一号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を

定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十六年五月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示（平成十六年山梨県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「法」という。」を削り、表の一の項中「四の項」を「六の項」に改め、同表の二の項中「及び四の項」を「から六の項まで」に改め、同表の五の項中「十二の項」を「十四の項」に改め、同表中十二の項を十四の項とし、五の項から十一の項までを二項ずつ繰り下げ、七の項の前に次のように加える。

六 竜王町西八幡のうち次の図に示す区域	十分の二十	十分の六	一・二五	一・二五
------------------------	-------	------	------	------

本則の表中四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 竜王町竜王及び篠原のうち次の図に示す区域	十分の八	十分の五	一・二五	一・二五
---------------------------	------	------	------	------

附則中「施行する」の下に「。ただし、本則の表の四の項及び六の項の規定は、平成十六年五月六日から施行する」を加える。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

公 告

●平成十六年度調理師試験の実施
調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、平成十六年度調理師試験を次のとおり実施する。
平成十六年五月六日

- 一 試験日時
山梨県知事 山 本 栄 彦
平成十六年七月十日（土）午後一時から三時まで
- 二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したもの

五 受験願書受付期間

平成十六年五月十七日（月）から同月二十一日（金）までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所

住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 学校教育法第四十七条に規定する者であることを証する書類
- 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において一年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
- 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）

八 受験手数料

六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも返還しない。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年九月六日まで縦覧に供する。
平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	甲府市丸の内二丁目十六番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 オギノ都留店
(二) 所在地 都留市田原二丁目八百七十六番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	甲府市丸の内二丁目十六番四号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年十一月十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百九十五・六七平方メートル

三 届出年月日

平成十六年三月十八日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年九月六日まで縦覧に供する。

平成十六年五月六日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
富士観光開発株式会社 代表取締役 役 志村和也	南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番地の 六

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アピタ田富店

(二) 所在地 中巨摩郡田富町山之神千三百八十三番一外

2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後九時三十分まで	午前九時から午後十時三十分まで

3 変更の年月日

平成十六年五月二十一日

三 届出年月日

平成十六年四月二日

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成十六年五月六日

- 一 変更に係る農業振興地域名
敷島農業振興地域
- 二 変更に係る区域

山梨県知事 山本 栄彦

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び山梨県峡中地域振興局農務部に備え置いて縦覧に供する。）

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
平成十六年五月六日

山梨県知事 山本 栄彦

退任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	山本 正文	中巨摩郡竜王町篠原二六一〇番地	平成十六年三月三十一日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定史跡として指定する。
平成十六年五月六日

山梨県教育委員会
委員長 金丸 康信

一 有形文化財の部

絵 画

名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
甲府道祖 神祭幕絵 東都名所 目黒不動 之瀧歌川	一 張	東都名所目黒不動之瀧 縦一五〇・〇センチメー トル、横一、〇四四・〇 センチメートル 東都名所洲さき汐干狩	山梨県	甲府市丸の内 一丁目六番一 号	甲府市 貢川一 丁目四 番二七 号山梨

広重筆・東都名所洲さき汐干狩二代歌川広重筆 附目 黒不動之瀧用麻製吊縄一本	縦一六三・五センチメートル、横一・〇五一・〇センチメートル	東立美術館
---	-------------------------------	-------

考古資料

天神堂遺跡出土品 附第一礫群保存資料	一、〇三四点	ナイフ形石器三五点、槍先形尖頭器七点、彫器五点、削器一点、石錐一点、楔形石器二点、石核一点、剥片八七三点、敲石二点、礫群構成礫八五点、配石構成礫五点、ブロック内出土礫八点	南部町 南巨摩郡南部町福土二八、五〇五番地二	南巨摩郡南部町内船四、四七三番地一南部町教育委員会	所在地 南巨摩郡南部町内船四、四七三番地一南部町教育委員会
平林一号墳出土品	四九二点	武器類三〇点、武具類三二点、馬具類二七点、装身具類三四七点、青銅鏡一点、須惠器五四点	山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一號	東八代郡中道町下曾根九二番地三番地山梨県立考古博物館	東八代郡中道町下曾根九二番地三番地山梨県立考古博物館
地藏堂塚古墳出土蕨手刀	一点	全長四一・三センチメートル、刃長二九・一センチメートル、柄長二二・二センチメートル	境川村 東八代郡境川村藤笠二、六〇〇番地	東八代郡境川村三番地境川村教育委員会	東八代郡境川村三番地境川村教育委員会

黒川金山遺跡出土品	一三、七五四点	粉成道具一四九点、土器七八点、陶磁器三六六、錢貨四五点、金属製品三八点、石製品一九点、経石一三、三八九点	塩山市	塩山市上於曾一、〇四〇番地	塩山市上塩後二四〇番地塩山市教育委員会
-----------	---------	--	-----	---------------	---------------------

二 史跡名勝天然記念物の部
史跡

名称	所在地	所有者	指定地域
竜塚古墳	東八代郡八代町米倉二、〇八六番五外一六筆	横山寿雄 外一二名	東八代郡八代町米倉二、〇八六番五外一六筆

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第一項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定を解除する。

平成十六年五月六日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

有形文化財の部

工芸品

名称	員数	構造及び形式	所有者	所在地	指定年月日
殿上三嶋神社薬師如来鏡像	一面	応永十九年九月八日の刻銘がある	殿上三嶋神社	大月市猿橋町殿上五	平成四年六月二二日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年五月六日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「局長 リニア推進長」を「政策秘書室長」に、「総合政策室長 県民室長」を「県民室長 出納局長」に、「局又は県民室付の者に限る。」

「を」又は県民室付の者に限る。） 政策参事 政策主幹」に、「秘書課 総合政策室

秘書担当の課長補佐 秘書担当職員」を、「秘書課 秘書担当の課長補佐

政策参事 政策主幹」を、「健康管理担当及び給付施設担当」に

改め、「給付施設担当及び」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年五月六日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七中「小笠原警察署」を「南アルプス警察署」に改める。

附則

この規則は、平成十六年六月一日から施行する。

● 山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員について

平成十六年度山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員を次のとおりとする。

平成十六年五月六日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

○山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験区分	試験職種	区分	採用予定人員	受付期間	第1次試験日	最終合格発表	
職員採用上級試験	行政		44名程度	5月12日(水) ～5月28日(金)	6月27日(日)	8月27日(金) 【予定】	
	社会福祉Ⅰ		1名程度				
	社会福祉Ⅱ		7名程度				
	獣医師		5名程度				
	薬剤師		4名程度				
	警察事務		4名程度				
	化学		1名程度				
	農業		4名程度				
	林業		5名程度				
	総合土木		6名程度				
	電気		2名程度				
	畜産		1名程度				
	司書		3名程度				
	研究(化学)		2名程度				
	研究(金属)		1名程度				
	警察鑑定研究(電気)		1名程度				
職員採用初級試験(※)	行政		3名程度	8月12日(木) ～8月30日(月)	9月26日(日)	11月中旬	
	総合土木		1名程度				
	警察事務		2名程度				
資格免許職員採用試験(※)	診療放射線技師		1名程度				
	作業療法士		1名程度				
小中学校事務職員採用試験(※)	学校事務		6名程度				
小中学校栄養職員採用試験(※)	学校栄養		5名程度				
民間企業等職務経験者職員採用試験(※)	行政		3名程度	8月12日(木) ～8月30日(月)	9月19日(日)	11月中旬	
身体障害者対象職員選考試験(※)	行政		1名程度	7月28日(水) ～8月27日(金)	9月19日(日)	10月上旬	
警察官採用試験A・B (平成16年10月1日採用)	警察官A(男性)		16名程度	3月29日(月) ～4月28日(水)	5月16日(日)	7月30日(金) 【予定】	
	警察官A(女性)		1名程度				
	警察官B(男性)		12名程度				
	警察官B(女性)		1名程度				
警察官採用試験A・B (平成17年4月1日採用) (※)	警察官A(男性)		15名程度	7月21日(水) ～8月20日(金)	9月19日(日)	11月中旬	
	警察官A(女性)		1名程度				
	警察官A (男性/武道指導)	柔道					1名程度
		剣道					1名程度
	警察官B(男性)		10名程度				
	警察官B(女性)		1名程度				

(※) 試験職種及び採用予定人員は、変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(注) 試験職種により、受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

平成十六年度山梨県職員採用上級試験の実施

平成十六年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。

平成十六年五月六日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本

宏

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上	行政	44名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	4名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
	社会福祉Ⅰ	1名程度	保健所、病院等に勤務し、精神保健相談、ケースワーク等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	7名程度	県の福祉施設等に勤務し、児童又は成人の生活指導等の業務に従事する。
	獣医師	5名程度	主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視、試験研究等の業務に従事する。
	薬剤師	4名程度	主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視又は県立病院での調剤等の業務に従事する。
	化学	1名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	農業	4名程度	主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
	畜産	1名程度	主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産技術に関する研究等の業務に従事する。
	林業	5名程度	主に林業の振興、林業経営の指導援助、造林事業、林業技術の普及指導・試験研究等の業務に従事する。
級	総合土木	6名程度	主に道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
	電気	2名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	司書	3名程度	県の各機関に勤務し、主に図書に関する業務に従事する。
	研究(化学)	2名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に化学に関する研究等の業務に従事する。
	研究(金属)	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に金属に関する研究等の業務に従事する。
	警察鑑定研究(電気)	1名程度	科学捜査研究所等に勤務し、主に電気に関する鑑定研究等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者（獣医師については、昭和48年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者）

イ 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成17年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の「一 大学卒」中「五 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅰ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成17年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
社会福祉Ⅱ	
獣医師	獣医師の免許取得者又は平成17年において最初に実施される獣医師国家試験までに当該免許取得見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成17年において最初に実施される薬剤師国家試験までに当該免許取得見込みの者
農業	改良普及員（農業経営）の資格を有する者 改良普及員の資格を有する者又は平成17年3月31日までに資格を有することとなる者
司書	司書の資格を有する者又は平成17年3月31日までに資格を有することとなる者

（※） 社会福祉Ⅰ・Ⅱの社会福祉主事及び児童指導員の資格について例示すると次のとおりである。

- ① 社会福祉主事；
 - ・大学（専攻課程）で厚生労働大臣の指定科目を3科目以上修めた者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ② 児童指導員；
 - ・大学（専攻課程）で心理学、教育学又は社会学を修めた者
 - ・小学校、中学校又は高校の教諭となる資格を有する者など

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ①日本国籍を有しない者（司書は除く）
- ②地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 司書のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験日及び試験会場

区 分		試 験 日	試 験 会 場
第 1 次 試 験		平成16年6月27日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨学院大学 (甲府市酒折2-4-5)
第 2 次 試 験	第 1 回	平成16年7月19日(月)	甲 府 市 内 (第1次試験合格通知書で 指定する)
	第 2 回	平成16年7月20日(火) [行政職のみ]	
	第 2 回	平成16年8月4日(水)～8月6日(金)、 8月9日(月)～8月11日(水) のうち指定する1日	

4 合格者の発表

第1次試験合格者	7月2日(金) 午後3時 【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
最終合格者発表	8月27日(金) 午後3時 【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験結果を書面で通知する。

上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載するが、電話での問い合わせには、応じない。(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が込み合う可能性がある。)

なお、各合格発表日時【予定】が変更になった場合は、山梨県庁の掲示板及び山梨県ホームページで告知する。

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野別掲) ・出題数50題のうち知識分野30題中20題を選択解答し、知能分野20題を必須解答する。
	専門試験 (試験時間120分)	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は五肢選択式及び記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野別掲) ・行政職及び警察事務職は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・司書職は、五肢選択式及び記述式により全問解答する。 ・その他の職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。
第2次試験	第1回	論文 文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
		人物試験Ⅰ 公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	第2回	人物試験Ⅱ 人柄、性向等をみるため、個別面接を行う。 行政職については、併せて集団討論を行う。
		身体検査 職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、行政職については、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途拡大文字(活字の大きさは12ポイント)で印刷された試験問題を使用することができる。

教養試験・専門試験出題分野

試験職種	出題分野
教養試験	知識分野 —— 社会科学、人文科学、自然科学 知能分野 —— 文章理解、判断推理、数の処理、資料解釈等
行政 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学 (経済原論、経済政策、経済史)、財政学、社会政策、国際関係等
社会福祉Ⅰ	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、応用心理学、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査等
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、児童心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生等
獣医師	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般等
薬剤師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬理学、衛生化学、生薬学、薬理学等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論、情報サービス概説、資料組織概説、図書館経営論、専門資料論、児童サービス論等
研究(化学)	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学等
研究(金属)	数学・物理、金属材料学、金属加工学、金属物理学、材料工学等
警察鑑定研究(電気)	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等

6 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では、開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点及び順位	合格発表日から 1 月 間	人事委員会事務局
第2次試験	受験者			

7 合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、任命権者（知事、教育委員会、警察本部長）が採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。

資格・免許を必要とする試験職種では、指定日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

8 給与

この採用試験に合格し採用される者の初任給は、行政職の場合177,400円（平成16年4月1日現在）である。このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が要件に応じて支給される。初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがある。

また、採用される職種により、初任給が若干異なる場合がある。

9 受験手続

申込方法	申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで持参するか、又は郵送すること。 郵送の場合は、封筒の表に「上級受験」と朱書きし、必ず書留郵便にすること。
受付期間	平成16年5月12日（水）から平成16年5月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）。 郵送の場合は、5月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。
受験票の交付	受験票は、6月8日頃までに到着するよう郵送する。それまでに受験票が到着しない場合には、問い合わせること。 受験票が到着したら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日必ず持参すること。
問い合わせ 申込先	山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1（県庁別館3階）TEL 055-223-1821

● 注意事項

- ・ 複数の試験職種の申込みはできない。
- ・ 受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。
- ・ 試験当日、受付時間に受付場所へ遅れた者は受験できない。
- ・ 試験当日、受験票には写真（上記規格）を貼って持参すること。写真のない者は、受験できない。

- ・試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
(なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先の細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可)
 - ・携帯電話等について、試験中の使用(時計代わりの使用も含む。)は認めない。
- ※ 大学の構内には駐車できない。

(参考)

- ※過去3ヶ年の試験実施状況など採用試験情報は、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する。
- ※教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文及び人物試験Ⅱ集団討論(行政職のみ)の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等できる。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十一号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、岳麓自動車教習所運営委員会から名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年五月六日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

- 一 変更後の名称 株式会社岳麓自動車教習所
- 二 変更年月日 平成十六年四月一日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年五月六日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
K A Iシステム機器 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成十六年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで
- 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二一
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から三の一の交付場所において交付する。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年六月二十二日午後一時三十分 山梨県民会館四〇五会議室
 - 4 郵送による入札書の受領期限
平成十六年六月二十一日午後四時
 - 5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 6 落札者の決定方法
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ### 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十六年五月十日から同年六月一日までの間（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否
要

6 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanaishi Prefectural Police Information Network 1 Set

2 Date and time for tender

1:30PM June22,2004

3 Bureau in charge

Information System Planning and Direction Section, Information Management

Division, Police Administration Department, Yamanaishi Prefectural Police

Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanaishi-ken 400-8586 Japan

TEL 055-235-2121

● 少年指導委員の委嘱

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三十八条第一項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成十六年五月六日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

一 委嘱年月日

平成十六年四月一日

二 少年指導委員の氏名、住所、活動区域等

少年指導委員 氏 名	住 所	活 動 区 域	活動区域を管轄する警察署
---------------	-----	---------	--------------

清水 明

甲府市中央一丁目一八番九号

甲府市のうち

甲府警察署

天野 誠一

甲府市中央一丁目四番七号

丸の内一丁目から三丁目まで、中央一丁目から五丁目まで、城東一丁目から五丁目まで、青沼一丁目二番から六番まで、若松町、相生一丁目及び二丁目、相生三丁目一番から六番まで、宝一丁目及び二丁目、寿町、上石田一丁目から四丁目まで、北口一丁目から三丁目まで、朝日一丁目から五丁目まで、武田一丁目から四丁目まで、美咲一丁目及び二丁目、塩部一丁目から四丁目まで、飯田一丁目から五丁目まで、富士見一丁目及び二丁目、高畑一丁目及び二丁目、湯村一丁目から三丁目まで並びに下石田二丁目

大森 金三

甲府市中央四丁目四番一七号

石井 千年

甲府市住吉五丁目一九番一八号

南甲府警察署

梶原 健三

中巨摩郡竜王町西八幡二二九七番地

甲府市のうち
太田町、相生三丁目（一番から六番までを除く。）
青沼一丁目（一番から六番までを除く。）
青沼二丁目及び三丁目、湯田一丁目及び二丁目、幸町、南口町、住吉一丁目から五丁目まで、伊勢一丁目から四丁目まで並びに中小河原一丁目
昭和町のうち
清水新居及び西条
竜王町のうち
富竹新田、名取、竜王、篠原及び万才

伊藤 菊夫

中巨摩郡昭和町河西一七八番地の一

山寺 公夫

東八代郡石和町井戸六番地の一

石和町全域

石和警察署

<p>株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一 〇一番地</p>					
<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>	<p>第一種特別電 動役物</p>
<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>
<p>CRちゃ い遊記 V S</p>	<p>CRちゃ い遊記 G S</p>	<p>CRちゃ い遊記 X</p>	<p>CRミン キーモ モ</p>	<p>CRミン キーモ モ</p>	<p>CRミン キーモ モ</p>
<p>株式会社 ソフィア</p>	<p>株式会社 ソフィア</p>	<p>株式会社 ソフィア</p>	<p>株式会社 ソフィア</p>	<p>株式会社 ソフィア</p>	<p>株式会社 ソフィア</p>
<p>四〇〇一四六</p>	<p>四〇〇一五三</p>	<p>四〇〇一五七</p>	<p>四〇〇一七五</p>	<p>四〇〇一八八</p>	<p>四〇〇一八八</p>

<p>山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一</p>	<p>株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋千種区今池三 丁目九番二二号</p>				
<p>回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)</p>
<p>テッケン R</p>	<p>CR天下 ゲッター 秀吉M5</p>	<p>CR天下 ゲッター 秀吉M6</p>	<p>CR天下 ゲッター 秀吉M8</p>	<p>CR天下 ゲッター 秀吉M8</p>	<p>CRピン クパンサ IS</p>
<p>山佐株式 会社</p>	<p>株式会社 三洋物産</p>	<p>株式会社 三洋物産</p>	<p>株式会社 三洋物産</p>	<p>株式会社 三洋物産</p>	<p>株式会社 藤商事</p>
<p>四四〇〇八</p>	<p>四〇〇一〇</p>	<p>四〇〇〇六六</p>	<p>四〇〇〇九二</p>	<p>四〇〇一三七</p>	<p>四〇〇一八</p>

株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋千種区今池三丁目九番二一号				
機 規則第六条第一号イ(別表第二)				
パチンコ遊技	パチンコ遊技	パチンコ遊技	パチンコ遊技	パチンコ遊技
星人M7	星人M7	星人M7	星人M7	星人M7
株式会社三洋物産	株式会社三洋物産	株式会社三洋物産	株式会社三洋物産	株式会社三洋物産
四一〇一五九	四一〇一五九	四一〇一五九	四一〇一五九	四一〇一五九

その他

山梨県地方労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成十六年五月六日

山梨県地方労働委員会

会長 渡辺 和 廣

氏名 関 歴

渡辺 和廣 弁護士 第三十二・三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員
八束 厚生 山梨大学助教授 第三十一・三十二・三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員

萩原 勝 公認会計士 第三十四・三十五期地方労働委員会委員
久保嶋正子 公認会計士 第三十五期地方労働委員会委員

鶴田 和雄 弁護士 第三十五期地方労働委員会委員
渡辺 一彦 連合山梨事務局長 第三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員

遠藤 長男 JAMキトー労働組合執行委員長 第三十五期地方労働委員会委員
小沢 政人 NTT労働組合山梨分会分会長 第三十五期地方労働委員会委員

小林 文徳 自治労山梨県本部中央執行委員長 第三十四・三十五期地方労働委員会委員
中尾 守 東京電力労働組山梨総支部執行委員長 第三十五期地方労働委員会委員

枝 康夫 山梨県経営者協会専務理事 第三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員
長田 眞 長田組土木(株)代表取締役副会長 第三十五期地方労働委員会委員

小泉 正仁 山梨県民信用組合理事長 第三十五期地方労働委員会委員
武田 與信 (株)テノヨ武田相談役 第三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員

芳賀 和夫 甲府商工会議所相談役 第三十四・三十五期地方労働委員会委員
古明地正敏 地方労働委員会事務局次長
小田切 功 地方労働委員会事務局次長

動役物

高橋 春夫 地方労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐
新津 智 地方労働委員会事務局副主幹
樽林 信昭 商工労働部労政雇用課長
中澤 卓夫 商工労働部労政雇用課課長補佐
深沢 宗夫 商工労働部労政雇用課課長補佐

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番